

令和2年11月26日
302会議室

令和2年第22回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和2年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年11月26日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時 7分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 田中 健一 伊藤 憲春

嶋田 敦子 小林 章子

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 教育総務課長 小林 直弘

指導課長 前田 元 統括指導主事 寺田 良太

統括指導主事 川崎 淳子 教育支援課長 秋武 典子

学校給食課長 南 彰彦 生涯学習推進センター長 岡部 浩昭

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第59号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第60号 小学校給食費の徴収方法の変更について（答申）

2 報告

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

令和2年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

令和2年11月26日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第59号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第60号 小学校給食費の徴収方法の変更について（答申）

2 報告

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

◎開会の辞

- 小町教育長 ただいまから、令和2年第22回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に小林委員、お願いいたします。
- 小林委員 はい。
- 小町教育長 本日は、議案2件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。
次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いいたします。
- 大野教育部長 本日第22回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、指導課長、川崎統括指導主事、寺田統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第59号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

- 小町教育長 それでは、1議案(1)議案第59号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。
小林教育総務課長、説明をお願いいたします。
- 小林教育総務課長 それでは、議案第59号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。
前回の第21回定例会における立川市の不登校の現状と対策についての協議事項の中で、適応指導教室の名称を教育支援センターに変更するご承認をいただいたところでございます。このことに伴いまして、立川市教育委員会処務規則の中に規定しています指導課、指導係の事務分掌を「適応指導教室に関する事」から「教育支援センターに関する事」へ規定を改めるものでございます。
また、この改正の施行日は令和3年1月1日からでございます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。説明は以上です。
- 小町教育長 説明ありがとうございました。
これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。
はい、田中委員。
- 田中委員 今ご説明いただいたとおり、適応指導教室から教育支援センターへの改正、よろしくをお願いいたします。
なお、1点だけお伺いしたいのですが、今説明にもございましたが、不登校対策という言葉が出てまいりましたが、この改正に伴って教育支援センターの役割の一部変更等はございますか、それについてお伺いします。
- 小町教育長 前田指導課長、お願いします。

○前田指導課長 説明にもございましたとおり、第21回教育委員会定例会の中でご協議いただきました、不登校対策に関わる教育支援センター構想の見直しというところで対応させていただいている今回の規則改正でございます。前回ご説明させていただいたスケジュールの中で、スケジュールどおりご提案させていただいているというところでございます。

また、教育支援センターの役割につきましては、来年の4月以降、プロジェクトチームを立ち上げる予定でございます。それにつきましては前回、田中委員からご質問いただきましたように、学識経験者等を踏まえた形でプロジェクトチームを立ち上げまして、そこで教育支援センターの役割を明確化して、令和4年度から実施ということを進めてまいりたいと考えておるところでございます。ですので、現時点で今行っていますことは、今の適応指導教室が行っていることをしっかり明確にしておくというところで準備を進めているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧なご説明ありがとうございました。今お話の中で、教育支援センターの立ち上げが令和4年度からと説明があったかと思いますが、もう少し時期的に早めることは不可能なのでしょうか、お伺いします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 前回ご協議いただきましたように、まず来年度のプロジェクトチームによる役割の明確化、そこを踏まえた上で保護者への周知、さらには教育支援センターそのものの人員の組織体制を見直していく、そういったことも含めて必要になってこようかと考えてございます。そういった意味において教育支援センターとして全面的な開始となるのは令和4年の4月を待たねばならないかと考えておるところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今説明いただいたことで承知いたしました。是非よりよい教育支援センターの活動が発足できるよう願っております。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(1)議案第59号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第59号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第60号 小学校給食費の徴収方法の変更について(答申)

○小町教育長 続きまして、1議案(2)議案第60号、小学校給食費の徴収方法の変更について(答

申)、を議題といたします。

南学校給食課長、説明をお願いいたします。

○南学校給食課長 それでは、議案第 60 号、小学校給食費の徴収方法の変更について、ご説明いたします。

令和 2 年 10 月 22 日、第 20 回教育委員会定例会でご承認いただきました小学校給食費の徴収方法の変更について、令和 2 年 10 月 30 日に立川市学校給食運営審議会へ諮問いたしました。諮問内容について学校給食運営審議会でご審議いただき、令和 2 年 11 月 18 日に同審議会より答申をいただきました。

答申は、給食費の徴収方法の変更については、月額徴収から現在緊急避難的な当面の措置として実施している月ごとの喫食数に応じて徴収する日割り徴収に変更するというものです。この方法は保護者の理解が得られやすく、また、「喫食分の給食費を負担する」という点では、臨時休業や転入・転出の際の給食費計算も明確となり、公平性も担保されますと述べており、令和 3 年度以降の小学校給食費徴収額は答申の裏面のおりとなっております。

本答申を尊重いたしまして、3 枚目の資料のおり、小学校給食費の徴収方法を変更したいと考えておりますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。説明は以上になります。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今説明がございましたとおり、小学校給食費の徴収方法の変更については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

理由については、南学校給食課長からも説明がありましたけれども、改めて確認でございます。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 11 項及び立川市学校給食運営審議会条例施行規則第 2 条第 2 号の規定によるものでございます。また、今説明にもございましたが、小学校給食費の徴収方法の変更については、保護者の理解が得られやすいこと、給食費計算上から、明確性や公平性がしっかり担保される、これが主な理由でございます。したがって、小学校給食費の徴収方法の変更をよろしくお願ひいたします。

なお、提言として 1 つ述べさせていただきたいと思ひます。丁寧な説明をとということですが、小学校給食費の徴収方法の変更については、今後、例えば市のホームページあるいは学校のホームページ等々含めて、丁寧な説明をお願ひしたいと思ひます。

○小町教育長 南学校給食課長、お願ひします。

○南学校給食課長 保護者等に対して丁寧な説明をとということですが、今後、12 月の校長会、副校長会で周知させていただきます。また 12 月末には、2 学期中に保護者宛の周知文書を作ります。併せてホームページに掲載させていただきます。また、少し間があいてしまいますので 3 学期、3 月に改めて保護者宛に給食費の徴収方法を変更するという通知をして、丁寧な説明をしていきたいと思っております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 そここまで丁寧にやっていただければ保護者にも周知徹底ができると思いますので、ご苦勞をおかけしますがよろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 今、保護者への説明も丁寧にさせていただけるということでした。この給食費については日頃から、インフルエンザの出席停止ですとか、学級閉鎖の月などには何日分ということで返金していただいたりもしておりますので、日割り徴収に対しては抵抗もないと思います。この答申を読ませていただいてもその通りだなと思いますので、何も異論はないですけれども、この表を見たときに5,500円前後の金額が並んでいるのを見ると、ひょっとして「あつ、高くなったんじゃないかな」というふうに誤解をされる保護者もいらっしゃるのではないかなと感じましたので、一食当たりの値段は変わっていませんということを分かりやすく示していただければと思いますし、また、今もやったださっているかもしれませんが、「何日に、今月分何食、いくらを引き落とします」というようなメールでお知らせをしていただくというの、併せてお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 南学校給食課長、お願いします。

○南学校給食課長 こちらの表に書かれているのは、単独調理校、共同調理場校、低学年・中学年・高学年という形で見づらいつ表になっていますが、保護者に通知を出すときには、その学校に合った形で出させていただきますので、その点では分かりやすくなるかと思っております。

また連絡についても、前回はこうでした、今回はこうなりますという形で、単価は変わらないという説明文を作る予定になっていますので、そちらで周知をさせていただきたいと思っております。口座振替につきましては各学校で日にちが少し違うという部分もありますので、そのときには学校のほうから、何日に落ちますよという形も周知するように協力しながらやっていきたいと考えております。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(2)議案第60号、小学校給食費の徴収方法の変更について(答申)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第60号、小学校給食費の徴収方法の変更について(答申)、は承認されました。

◎報 告

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、2報告(1)新型コロナウイルス感染症の対応について、を議題いたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは新型コロナウイルス感染症の対応について、ご報告いたします。

まず、1の立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について、でございますが、市のホームページの内容を11月20日に再更新してございますので、本日配付いたしました差し替え資料をご覧くださいければと思います。

市立小学校におきまして新型コロナウイルス感染症患者が発生いたしまして、ホームページにおいて11月17日付で公表してございます。

1. 感染症患者は市立小学校の児童1名。2. 感染確定日は令和2年11月17日火曜日です。
3. 公衆衛生上の対策としては、この小学校は11月18日水曜日の1日間、臨時休業を行い、保健所が濃厚接触者の調査を行いまして濃厚接触者が特定されたことから、濃厚接触者が所属する学級を除きまして、翌日の11月19日木曜日から授業を再開しました。濃厚接触者が所属する学級につきましても、PCR検査の結果を受けまして11月24日火曜日から授業を再開したところでございます。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私から3点質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は授業再開後の対策でございます。立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴って、公衆衛生上の当該校の臨時休業は1日のみになったわけですね。したがって、この中で濃厚接触者が特定されたことから翌日から授業を再開した。その後の対策はどうなっておりますかということです。つまり、翌日から授業が再開になったわけですね。それに伴ってのその後の対策はどうなっておりますか、ということでお尋ねします。

質問の2点目です。同様の事情が発生した場合の対応はどうなりますかということです。第3波が発生しておりますけれども、今後新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴い同様の事情の場合には、今般の当該校と同じような対応をとるようになりますか、ということでお尋ねします。

最後でございます。小学校給食の対策です。新型コロナウイルス感染症の対策に伴って、小学校の単独調理校及び共同調理場校の衛生上の対策はどのようになっておりますか。

以上3点お尋ねします。よろしく願いいたします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 私からは授業再開後の対策及び今後の対応について、お答えさせていただきます。まず再開後の対策でございますけれども、結論から申し上げますと、これまでどおり予防対策を徹底するというところで、大きく変えているものはございません。細かい点に関しましては個人情報に関係もありましてお答えすることはできません。今回の対応につきましては、保健所等の助言を受けながら校内消毒の必要性等そういったものも含め

て指導を受けながら対応を検討し、対応したものでございます。

また、本市の予防対策につきましては、区部のほうで情報を得たところによりますと、既に40件以上の学校での発生というのが起こっていて、それを所管する地区の学校の半数にも及ぶというような状況にある地区も中にはあるような中で、本市においては本事例でまだ3例目というようなところで、この背景には各学校における予防対策の徹底と子どもたちのマスク着用であるとか、手指消毒の意識の高さ、こういったものが合わさって区部に比較すると非常に少ない事例となっているのではないかと、一定の効果が上がっているのではないかと考えておるところでございます。

そういった意味において、これまで対策をしてきた3密を避ける、マスクの着用をしっかりとる、手指の消毒をしっかりとる、子どもたちが頻繁に触れる所についてはしっかりと消毒をしながら翌日の子どもたちの登校を待つ、そういった点もこれからもしっかりやりながら対応していきたいと考えておるところでございます。

また、今後同様のケースが起こった場合ということでございますが、子どもたちの動き方がケースによって全く異なっておりまして。休み時間をどこで過ごしたのか、天候によって外でマスクを外すことが許された中で元気よく友達と遊んでいたのか、あるいは音楽の授業の中で、配慮はされているのだけれどもマスクを外した状態で短時間歌唱をするような時間があったのかどうか、そういったことも含めて子どもたちの動きというのが1件、1件全く異なる中で保健所の指導を受けているような状況でございます。また保健所からの助言もケースごとに異なっているんだというのは私たちも分かってまいりましたので、保健所の助言をしっかりと受けながら今後も対応を検討していきたいと考えておるところでございます。

ですので、全く今回と同様のケースの場合は同様な対応になろうかと思っておりますけれども、保健所からの助言をしっかりと活かしながらケースバイケースの対応で最善を尽くしていきたいと考えておるところでございます。

○小町教育長 南学校給食課長。

○南学校給食課長 私から小学校給食の対策ということで説明をさせていただきます。給食ですが、まず献立の工夫をしております、配膳しやすい献立という形で各小学校のほうで献立を立てているところになります。また給食時ですが、同一方向を向いて児童・生徒が喫食しているような状況になっております。食べる前、食べ終わった後、手洗いの徹底もしていただいております。

また、単独調理校、共同調理場校の様子を11月中に見させていただきました。その中では給食時間は、スプーンが食器にあたる、カッカカッという音が鳴るような、すごく静かな状況でした。また同一方向ということで、担任の先生が前に座っている場合にはビニールのシートをつけそこで食べているということもありますし、あるクラスでは後ろのほうで担任の先生が食べて、本当に同一方向という形でということもありました。また中学校も見させていただいたときには、真ん中から廊下側と外側に向けて、授業と違う形で給食を食べているところもありまして、そういったところで感染症対策はやっていただいている状況でし

た。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 前田指導課長から丁寧な説明がありましたが、ケースバイケースで異なってくるわけですね。その意味ではこれからどのようなケースが出てくるのか想定し難いわけですが、こういう機会でするので学校訪問を通しながら学校の現状がどうなっているのか、どういう対策をとっているのか、何が課題として残っているのか、その辺りを精査しながら、新型コロナウイルス感染症対策に努めていただけるとありがたいと思います。

あと、南学校給食課長からご説明いただいたわけですが、一つ一つ衛生上含めて丁寧な対応をされているので、引き続きご説明のとおりで対応いただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 お休みしているお子さんの学習面のフォローとか、精神面のフォローといったことはどうされているのでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長、お願ひします。

○前田指導課長 今回のケースにつきましては、当該校のほうは、これまでの授業をもとにしっかりとした事前の準備を今回のケースに向けて図られておりまして、と言いますのは、1週間分であれば、いつでも子どもたちに課題を配って、いつ臨時休業状態となっても学校は対応できるような状況をつくって日々を過ごしていたというような状況でございます。

こういった中で、今回のケースの中では濃厚接触者と見られたお子さん方はPCR検査の検体を学校に取りに行くというような状況が生まれましたので、その折りにそういった課題を渡しながらお子さんの様子等も学校のほうで聴き取りながら、見守りと学習の支援を続けたというような報告をいただいているところでございます。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 戻ってきたときには、もしかして精神的に辛い思いをしているかもしれないので、精神的なフォローというのもお願ひいたします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 そういった面につきましても当該校のほうで十分気をつけながら子どもたちの登校を見守っていきまして、再開になった19日に、子どもたちは再登校されている、全て報告をいただいたおりまして、おかげさまで無事、全員元気な状態で明るく登校できているということを今の時点では報告いただいているというような状況でございます。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 学習面でもしっかり準備をしていただいて、また精神面でもしっかりフォローしていただいて大変ありがたいと思います。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 前回の例で伺ったときに印象に残ったのが、周りの地域とかPTAが温かく見守ってくれたというような反応があったというように伺いましたけれども、今、嶋田委員の質

問の答えで大体の様子がうかがえますが、地域とかP T Aの反応は今回はどうだったのか分かりますか。

○小町教育長 前田指導課長、お願いします。

○前田指導課長 前回と今回で違いを申し上げますと、保健所等との連携が始まった時間帯が大きく異なっておりました。今回のほうは夕刻から夜の時間にかけての対応となったことから、P T Aの皆様含めた学校全体へ大きく周知するというようなことは、なかなか難しい状況が今回のケースについてはございました。なので、各P T Aの動き等についての情報というのは私ども持ち得てないんですけれども、当該校からいただいているものでいいますと、地域の皆様は非常に温かく学校を見守ってくださっていて、おかげさまで子どもたちも今の時点で元気に登校できている日々が続いているというようなところで、子どもたちの精神面のケアというのは当該校としては当然今後ももしっかり続けていきたいというようなところでお話をいただいているところでございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

続きまして、岡部生涯学習推進センター長、お願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 立川市八ヶ岳山荘指定管理者に対する新型コロナウイルス感染症による影響額の補てんについて、説明をいたします。

立川市八ヶ岳山荘におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で4月8日から6月18日まで休館した後、県をまたぐ移動が可能となった6月19日から7月19日までは利用人数を1日60人以下に制限し、7月20日から利用制限を解除したところでございます。

この影響で利用者が著しく減少しまして、例年利用者の多い7月～8月の夏季期間も団体利用や、小学生の八ヶ岳山荘自然教室も中止になり、令和2年度の上半期は大幅に利用者が減少したところでございます。このような状況の中で、施設使用料等収入が減少し、指定管理者の収支計画等に大きな影響が生じたことから、影響額を補てんすることにいたしました。

補てんの対象としましては、事業者の収入から必要経費を差し引いた金額で、補てん額は291万8千円、これは上半期分でございます。

収入、支出は、内訳のとおりとなっております。

支出の方法ですが、4月～9月分を一次清算とし、10月～1月分を二次清算、それ以降の発生分及びその他精算分を最終清算とし、3回に分けて支出をする予定としております。4月～9月分につきましては、今議会に補正予算の提案を予定してございます。

利用者の状況でございます。平成28年度に関しては年間で11,691人、平成29年度は11,833人、平成30年度は11,852人、平成31年度は9,419人となっております。令和2年度の上半期に関しては1,180人と大幅に減少してございます。こちらのほう10月分の記載はありませんが、10月分も176人と大幅に減少しているところでございます。

報告は以上となります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私から2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目でございます。影響額の補てん文書の7行目をご覧ください。「指定管理者の収支計画等」と「等」が明記されてございます。これについては収入分類5項目、及び支出7項目以外にどのような分類項目が考えられますかということでお伺いしたいと思います。

最後でございます。これまでの9月までの補てんは明記されてございますけれども、分類項目を踏まえて、令和2年10月～令和3年3月までの補てん額、これについては3月議会で、補正予算で補てんされるのかどうかということでお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長、お願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 まず1点目の影響額の補てんということで、文書7行目の収支計画等でございます。この収支計画等というのは、収支計画以外に事業者から事業計画を出してもらっています。この収支計画と事業計画というのは翌年度にどんな事業をするか、どのくらい人を取り込むかというような内容が書かれているものでございます。

そしてこの7項目以外にということですが、支出のほうの一番下に事務費・消耗品費他とございます。こちらのほうに例えばごみ代であるとかユニフォーム代であるとか保険料等がございます。あとは、ここはあくまでも収入と支出のところで、それ以外に指定管理者には自主事業というのをやってもらって、どうやったら人を呼び込んでもらうかというのも工夫してやってもらっています。例えば餅つき大会であるとか、誕生日会であるとか、星空観察とかというのを自主事業でやってもらったりしているものもございます。

2つ目の質問でございます。令和2年10月～令和3年3月までの補てん額は3月議会で補正予算を組まれて補てんを承認するのかということでございます。市のほうで指定管理者を指定しているのは、ほかにスポーツ振興課もございます。そちらのほうは体育館を指定管理者制度としてございます。庁内で合わせる方向として、まずは9月分までの清算を一次清算とし、10月から1月分までを二次清算として3月補正、また2月、3月を最後、予備費等で今のところは考えているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今、岡部生涯学習推進センター長から説明いただいてよく理解できました。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 今、社会で問題になっているのが、働く人たちの収入減で生活が苦しくなっているというような状況が起きているようですけども、ここの支出のところに人件費とあります。これ、もし詳しい内容が分ればお聞きしたいと思います。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長、お願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 人件費ですが、八ヶ岳山荘のほうには7名の正規職員と3名の嘱託職員がおります。この人件費に関しましては、普通の旅行業界でしたら金額を減らすのですが、今年は市の判断で、4月から新型コロナウイルス感染症の影響等で休館したと

いうこともありますので、人件費は今年度は保っている状況になっております。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで2 報告(1)新型コロナウイルス感染症の対応について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次に、その他に入ります。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第 23 回立川市教育委員会定例会は、令和 2 年 12 月 10 日木曜日、午後 1 時半から、101 会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和 2 年第 22 回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後 2 時 0 7 分

署名委員

.....

教育長